

平塚市PPP / PFI 導入検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 平塚市におけるPPP / PFI手法の導入に関する検討を行うため、平塚市PPP / PFI 導入検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(定義)

第2条 この要綱において「PPP / PFI手法」とは、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)及び平塚市PPP / PFI 優先的検討ガイドラインに定める手法をいう。

(所掌事項)

第3条 委員会の所掌事項は、次に掲げるものとする。

- (1) PPP / PFI手法の導入に関する必要な検討
- (2) PPP / PFI 導入可能性調査委託業者の選定
- (3) PFI事業者選定審査委員会委員の選定
- (4) PFI 導入検討期における外部アドバイザーの選定

(組織)

第4条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織し、別表のとおりとする。

- 2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 4 事案に関して、委員長は必要と認める者を委員としておくことができる。

(会議)

第5条 委員会は、委員長がこれを招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長がこれを決するところによる。

(意見の聴取等)

第6条 委員長は、会議の運営上必要があるときは、委員以外の者に出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、企画政策部資産経営課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年12月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年11月1日から施行する。

別表（第4条関係）

平塚市PPP/PMI導入検討委員会組織

委員長	PPP/PMI主管課の事務を担当する副市長
副委員長	他の副市長
委員	企画政策部長
	総務部長
	企画政策課長
	財政課長
	資産経営課長